

### 3 - 3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	障 害 者 等 非 課 税・財形貯蓄非課税分支払金額	その他の非課税分支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	8,109,269	1,165,132	47,018	64,483,390	72,639,676	1,165,132
社	債	13,273,316	2,025,561	38,170	3,286,462	16,597,947	2,025,561
預貯金	銀 行 預 金	61,129,737	9,283,271	787,993	6,302,634	68,220,364	9,283,271
	銀 行 以 外 の 金 融 機 関 の 預 金	33,525,397	5,102,983	744,731	9,967,171	44,237,299	5,102,983
	その他勤務先預金等の利子	13,525,550	2,071,474	8,948	212	13,534,710	2,071,474
合同運用信託の収益の分配		441,162	67,072	9,253	5,779	456,195	67,072
公社債投資信託の収益の分配等		1,694,295	255,968	4,336	2,885	1,701,517	255,968
小 計		131,698,725	19,971,460	1,640,449	84,048,533	217,387,706	19,971,460
定期積金の給付補てん金等		5,092,096	779,855	—	170,997	5,263,093	779,855
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益		378,750	58,006	—	7	378,757	58,006
割引債の償還差益		179,582	33,003	—	—	179,582	33,003
計		137,349,154	20,842,323	1,640,449	84,219,537	223,209,140	20,842,323

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非課税分	特例税率適用分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	千円 348,258,452	千円 71,114,376	千円 46,173,871	千円 72,802,592	千円 5,203,201	千円 467,234,916	千円 76,317,577
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	19,912	3,049	4,618,877	11,742,977	839,271	16,381,765	842,320
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	269,220,783	19,236,026	269,220,783	19,236,026
計	348,278,364	71,117,425	50,792,748	353,766,352	25,278,498	752,837,464	96,395,922

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源泉徴収税額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 486,310,673	千円 34,729,933

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸給・給料・賞与	3,237,021,008	113,901,231	20,804,200,930	705,044,462	24,041,221,938	818,945,692
	日雇労働者の賃金	7,126,167	249,391	141,445,658	2,661,487	148,571,825	2,910,878
	計	3,244,147,175	114,150,621	20,945,646,588	707,705,949	24,189,793,763	821,856,570
退 職 所 得		312,550,750	3,892,510	388,008,626	13,812,421	700,559,376	17,704,931
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	—	—	1,551	—	1,551

調査対象等： 給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- 用語の説明： 1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税表別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。
- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	千円 31,850,759	千円 3,456,894
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	146,382,351	20,768,094
	診 療 報 酬	115,926	10,030
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	93,797,782	6,894,923
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	4,987,915	547,301
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	19,175,375	1,091,963
	契 約 金 ・ 賞 金	3,585,523	282,666
	小 計	299,895,631	33,051,871
法 第 203 条 の 2 該 当 ( 公 的 年 金 等 )		93,911,227	743,408
法 第 207 条 該 当 ( 生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金 )		84,363,501	1,222,794
法 第 174 条 該 当 ( 馬 主 が 受 け る 競 馬 の 賞 金 等 )		392,271	14,947
計		478,562,630	35,033,021
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	11,112

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 22,626	千円 2,728
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	13,908,179	1,150,433
匿名組合契約に基づく利益の分配	1,815	363
給 与 ・ 賞 与 等	9,299,444	883,922
退 職 所 得	78,901	13,749
役 務 の 報 酬	12,186	2,276
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	5,470,500	579,938
著作権の使用料又はその譲渡による対価	2,116,071	241,598
貸 付 金 の 利 子	5,735,858	861,707
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	1,456,626	257,880
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	746,276	84,859
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	17,139,650	2,072,430
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	27,292	3,348
賞 金	9,620	1,862
合 計	56,025,046	6,157,093

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。